



金沢市公報

号外第14号の2

平成19年(2007年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| | | | |
|---|-----|------------------------|---|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信 | 1 |
| ● 告 示 | | 指令事務協議会の設置について (統制指令課) | |
| ○昭和30年告示第50号 (金沢市国民健康保険料徴収吏員証票) の廃止について (健康保険課) | 1 | | |
| ○昭和39年告示第11号 (収入役事務の一部を出納員に、当該出納員の当該事務の一部を現金取扱員又は物品取扱員に委任する件) の一部改正について (会計課) | 1 | | |

告 示

●金沢市告示第83号

昭和30年告示第50号 (金沢市国民健康保険料徴収吏員証票) は、廃止する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第84号

昭和39年告示第11号 (収入役事務の一部を出納員に、当該出納員の当該事務の一部を現金取扱員又は物品取扱員に委任する件) の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

「収入役事務の一部を出納員に」を「会計管理者事務の一部を出納員に」に改める。

●金沢市告示第85号

地方自治法 (昭和22年法律67号) 第252条の2 第1項の規定により、次のとおり規約を定め、金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会を設置したので、同法第252条の2 第2項の規定により告示します。

平成19年4月1日

金沢市長 山 出 保

金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の2 第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼にこたえることができる消防サービスの高度化を推進するため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会 (以下「協議会」という。) とする。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町（以下「関係市町」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係市町の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行するものとする。

2 前項に基づき管理し、及び執行した事務は、関係市町が行ったものとして、その責任を有する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、金沢市泉本町7丁目9番地2金沢市消防局内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長3人及び委員4人（以下これらを「委員等」という。）をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、それぞれ関係市町の長が協議により定めた関係市町の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市町の消防職員のうちから、関係市町の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市町間の配分については、関係市町の消防長が協議により、これを定める。

2 関係市町の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防吏員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員等の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員等の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市町の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担任する事務を関係市町の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、特に定める場合を除き、当該事務に関する金沢市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係市町の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 金沢市は、協議会の担任する事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめかほく市、津幡町及び内灘町と協議しなければならない。

3 金沢市長は、協議会の担任する事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨をかほく市長、津幡町長及び内灘町長並びに会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係市町が負担する。

2 前項の規定により関係市町が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 かほく市、津幡町及び内灘町は、前項の規定による負担金を金沢市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市町が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する金沢市の条例等を関係市町の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係市町の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)4月1日 印刷
平成19年(2007年)4月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)